

平成27年11月16日

大雪災害時における「放置車両の移動訓練」を実施します ～昨年大雪災害を受け機材を増強～

国土交通省松山河川国道事務所では、大雪時に走行不能となった車両が路上に放置され、通行障害となった場合の道路交通の確保を目的とした「放置車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。

1. 日 時 平成27年11月18日（水）10:00～11:30
※小雨決行（ただし、大雨・雪等の場合は中止）
2. 場 所 愛媛県東温市河之内 国道11号 登坂車線
【参考資料-2参照】
3. 参加機関 松山南警察署、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、松山河川国道事務所及び道路維持工事業者 約30人
4. 内 容 大雪時に国道上に放置されている車両を想定した移動訓練
【参考資料-1参照】
5. その他 当日取材可

◎昨年の国道192号の大雪災害を受けて、事業所や工場などで広く一般的に使用されているフォークリフトに取り付けるレッカー用の専用器具を新たに導入しており、今回の訓練に使用します。

◎また、除雪作業車の除雪能力の向上を図るため、新たに導入した除雪用グレーダーのブレード先端に装着する改良除雪エッジ(硬質発泡ウレタン)の展示説明を行います。

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

【問い合わせ先】（○：主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局

松山河川国道事務所

TEL 089-972-0034（代表）

副 所 長

黒木 賢二郎

○道路管理第一課長

大谷 昭人

◆訓練内容

○訓練の目的

昨年12月に発生した国道192号の大雪災害を契機に指定した「集中除雪区間」において、大雪時に走行不能となった車両が路上に放置され通行障害となった場合を想定し、災害対策基本法に基づく道路交通の確保を目的とした放置車両等の移動訓練を行う。

今回は、国道192号の大雪災害の経験をもとに現地での関係機関との連携も含めて対応等を行う。

○実施日及び場所

- ・実施日:平成27年11月18日(水) 10:00~11:30
- ・実施場所:東温市河之内(国道11号 登坂車線付近)(距離標:214k000下り 付近)

○参加機関

- ・国土交通省松山河川国道事務所
- ・松山南警察署
- ・一般社団法人日本自動車連盟(JAF)
- ・管内直轄国道の道路維持工事業者

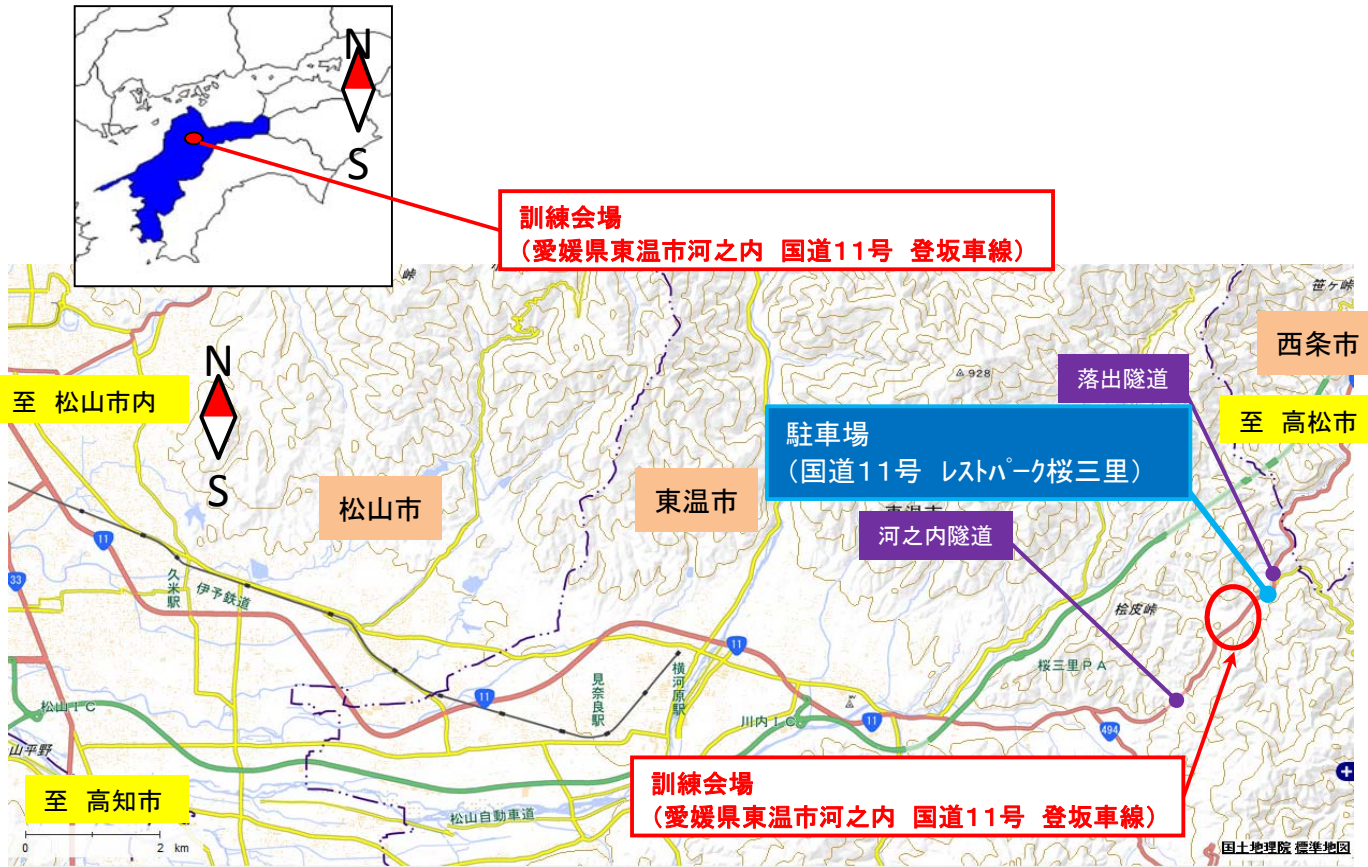
○訓練内容

- (1) 放置車両による渋滞等の確認のため、道路パトロールカーにて状況確認。
- (2) 放置車両の現認および報告。
- (3) 災害対策基本法に基づく区間指定の訓練
- (4) 県警パトロールカーの先導でJAFロードサービスカーの出動。
- (5) 移動前の車両状況記録(写真撮影・記録表)
車両及び車両放置場所に「通知書」掲示。移動作業開始。
 - ① JAFロードサービスカーによる小型トラックの移動(写真①)
 - ② フォークリフトにレッカー用専用器具を取り付け乗用車を移動(写真②)
 - ③ 車両簡易移動器具にて、普通乗用車を移動。(職員で実演し、参加者で体験)(写真③)
- (6) 移動完了後、車両状況記録(写真撮影・記録表)
- (7) 除雪用作業車両の展示 装着されている除雪用部材の改良等の説明(写真④)



除雪用グレーダーのブレード先端と路面の隙間による雪の掻き残しが発生する。

ブレード先端に装着されている改良除雪エッジ(硬質発泡ウレタン)を新たに導入し、雪の掻き残しを解消。



【この地図は、国土地理院の標準地図25000を使用したものである。】



※移動訓練の取材・見学等の駐車場は、国道11号「レストパーク桜三里」をご利用ください。

●災害対策基本法の一部を改正する法律

参考資料-3

公布・施行日：平成26年11月21日

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例：ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

※資料は、内閣府記者発表資料より引用

昨年度の車両移動訓練状況 平成26年11月26日

除雪グレーダーによる車両移動



JAFロードサービスカーの車両移動



車両簡易移動器具での車両移動



訓練会場状況



平成27年12月5日 国道192号大雪災害状況

立ち往生車両状況



除雪を待ち望むドライバー



人海戦術の除雪作業



除雪状況

